

万が一のとき、迅速な救命作業を行うための



救急医療情報キット



救急医療情報キットとは、万が一あなたが倒れてしまった時など、一刻一秒を争う救急時に、救急隊が必要な情報を把握して的確な救命活動を行えるよう備えるものです。

【どうやって使われるの？】



救急医療情報キットは、緊急連絡先や医療情報を入れたペットボトルで、普段から冷蔵庫に入れておき、万が一のとき、救急隊員が取り出して持病や緊急時の連絡先を把握し、迅速に救命活動が行われるよう搬送先の医療機関などへ伝えます。

【どうやって申し込むの？】

「救急医療情報キット配布申請書」を亀山市健康福祉部健康政策課健康づくりグループに提出してください。



【キットをもらったらどうすればいいの？】

「救急医療情報シート」に必要事項をご記入いただき、お薬説明書やお薬手帳などの写しなどといっしょに「救急医療情報キット」に入れて冷蔵庫に保管し、救急医療情報キットの備え付けを示すステッカーを冷蔵庫などに貼ってください。

裏面の「救急医療情報キットにおける個人情報等の取扱について」をご確認してください。

【お問い合わせ】

亀山市健康福祉部健康政策課 健康づくりグループ

〒519-0164 亀山市羽若町545（総合保健福祉センターあいあい内）

電話 84-3316 FAX 82-8180

救急医療情報キットにおける個人情報等の取扱について

【個人情報取り扱いについて】

- 救急医療情報キット内の情報は、救急隊と搬送先の医療機関が救急医療に活用します。
- 救急医療情報キットを所持している情報を市消防本部が保有し、救急通報時等に使用します。

【救急活動時の救急医療情報キットの取扱について】

- 救急活動によっては、救急隊が不要と判断したとき、または搬送に急を要するときなど、救急キットを活用しない場合があります。
- 所定の位置にステッカーが貼られていなかったり、所定の場所にキットが保管されていなかったときは、キットを活用しない場合があります。
- ステッカーを張った冷蔵庫については、本人または同居人等の同意を得ることなく、冷蔵庫を開けてキットを取り出す場合があります。
- かかりつけ医療機関があっても、他の病院に救急搬送される場合があります。
- 救急情報シートに救急隊員への伝言が記載されていても、必ずしも実行されるとはかぎりません。
- キットには大切な個人情報が入っています。しっかりと管理し、譲渡したり貸し付けたりしないでください。
- お薬手帳の写しなど、キット内に入れた情報は随時更新してください。